

宇都宮市東部地域渋滞対策協議会 規約（案）

（名 称）

第1条 この会は、宇都宮市東部地域渋滞対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、宇都宮市東部地域における渋滞の緩和を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）ICT・AIを活用した渋滞対策の現地実証実験に関すること。
- （2）現地実証実験に関する効果分析及び検証に関すること。
- （3）その他、目的達成に必要と認められること。

（組 織）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、協議会の目的を達するまでの期間とする。なお、異動等に伴う委員の変更は、特別な事由がある場合を除き、各機関の後任者が引き継ぐこととする。
- 3 協議会は、その目的を達したときに解散する。

（役 員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1 名
- （2）監 事 2 名
- 2 役員は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 役員は、事務局から推薦し、委員による確認により定める。

（役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 監事は、会計を監査する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長が指名する者が、その職務を代理する。

（会 議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、開催する。

- 2 会議は、会長が議長となり、次の事項を審議決定する。
 - （1）規約の制定及び改廃に関すること。
 - （2）事業の計画及び報告に関すること。
 - （3）予算及び決算に関すること。
 - （4）役員を選任に関すること。
 - （5）その他、重要な事項に関すること。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させ

ることができる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長及び書記若干名を置く。

- 2 事務局は、栃木県県土整備部交通政策課に置き、事務を行う。
- 3 事務局長は、課長の職員があたる。
- 4 書記若干名は、事務局の職員があたる。
- 5 事務局長及び書記は、会務を処理する。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費等)

第10条 協議会の経費は、国からの委託料及びその他の収入をもって充てる。

(議事の公開)

第11条 協議会は、原則として公開とし、議事概要は、協議会后ホームページ等で公開する。

ただし、特段の理由があるときは、協議会を非公開とすることができる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、令和3(2021)年10月 日から施行する。
- 2 この規約の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、令和5(2023)年3月31日までとする。
- 3 令和3(2021)年度の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、協議会設立の日から令和4(2022)年3月31日までとする。

別表 1

(敬称略・五十音順)

	氏 名	所属・職
1	井上 啓	国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所 所長
2	長田 哲平	宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授
3	高橋 功	宇都宮市建設部 部長
4	仲谷 俊昭	栃木県県土整備部 次長
5	福森 穰	本田技研工業(株)コネクテッド戦略企画開発部 主幹
6	松尾 秀和	栃木県警察本部交通部交通規制課 課長
7		
8		
9		
10		

(案)

宇都宮市東部地域渋滞対策協議会 委員

井上 啓	国土交通省宇都宮国道事務所	所長
長田 哲平	宇都宮大学地域デザイン科学部	准教授
高橋 功	宇都宮市建設部	部長
仲谷 俊昭	栃木県県土整備部	次長
福森 穰	本田技研工業(株)コネクテッド戦略企画開発部	主幹
松尾 秀和	栃木県警察本部交通部交通規制課	課長

(敬称略)

(五十音順)